

成長ファイナンス推進会議 －中間報告－

2012年5月8日

我が国の経済は、良質な労働力、高い技術力、および円滑な資金供給の下に成長を続けてきた。しかしながら、足もとでは資金は存在するものの、必要な主体に十分に行き届いていない状況にある。こうした状況を打破し、我が国経済が活力を取り戻すためには、成長マネーの供給拡大を図ることが必要である。

我が国の成長マネーをめぐる状況としては、まず、1,500兆円の家計金融資産はあるものの、銀行部門・市場部門を通じた多様でバランスの取れた金融仲介（金融仲介の複線化）が十分に進んでおらず、国民の安全・安定志向もあって多くが現預金として保有されているなど、成長マネーの供給源として必ずしも有効活用されていないことが挙げられる。また、既存の金融仲介機能についても、資金を必要とする主体に十分な資金が行きわたっていない、特にイノベーションのために重要な創業支援、事業再生期への資金の供給が不十分、との指摘がある。さらに、今後も見込まれるアジアの成長を取り込むことが、我が国経済の成長力の向上、継続の鍵であり、我が国投資家のアジアへの投資やアジア資金の我が国への呼び込みを促進することが重要な課題となっている。

こうした課題に対して、第1回成長ファイナンス推進会議で、①遊休資金の有効活用、確定拠出年金の拡充等による「資金供給源の拡大」、②官民連携による成長マネーの供給拡大、不動産投資市場の活性化、中小企業の創業支援・事業再生の枠組みの整備等による「仲介・支援機能の強化」、③アジア域内での資金循環の円滑化等による「海外市場との関係強化」を当面の検討課題と位置づけ、5回にわたり実行会議を開催し、具体的な対応策について検討を行なった。

また、民主党から成長ファイナンス推進会議に対して「成長ファイナンス戦略」の提案を受けた。今後、各課題について、集中討議期間を設けて精力的に議論したうえで、年央のとりまとめに向けて検討を進めていく。

1. 資金供給源の拡大

我が国には、多額の家計金融資産があるものの、その資産構成においては、現預金での保有割合が突出しており、諸外国と比較しても特異ともいえる状況。成長に向けた資金供給源の拡大の重要性が高まる中、家計金融資産に多様な資産運用を促すことが必要である。

(1) 遊休資金の有効活用（休眠預金）

<基本的考え方>

家計金融資産の中には、当面あるいは将来の使用目的が明確でなく、据え置かれているものも少なくない。例えば、休眠預金は、長期にわたって入出金がなく、所有者の所在が不明であり、遊休資産の典型。

これらの点を踏まえ、この休眠預金に目的を与え、経済・社会の成長に広く役立てるため、休眠預金を成長マネーの資金供給源として有効活用することを検討する。

<これまでの検討内容と今後の取組み方針>

多様な関係者の関心を踏まえて、休眠預金の活用に向けた議論を進めるに当たって、以下の3点を前提に検討を進めることとした。

- ・預金者からの支払要求には応じる仕組みにする
- ・過去の休眠預金に遡って活用の対象とはしない
- ・しかるべき法的措置を講じる

また、国内の休眠預金の実態と海外での休眠預金の活用状況について調査を行った。主な内容は、以下のとおり（調査結果については、別添参照）。

- ・発生・払戻し状況
金額ベース：発生約 850 億円、払戻し約 350 億円（払戻し率約 40%）、
口座数ベース：発生約 1,300 万口座、払戻し約 75 万口座（払戻し率約 6%）
- ・金額階層別分布：残高 1 万円以上が口座数では数%、金額では約 90%

今後さらに、法的論点、休眠預金の移管・管理・払戻し等に係る事務フローの在り方、付随するコストの把握とそれを踏まえた組織・体制の在り方等について議論を進め、とりまとめまでに、休眠預金を活用するための具体的な仕組み・制度案を提示するとともに、実現に向けて残る論点・留意点の検討スケジュールを明らかにする。

(2) 確定拠出年金の拡充

<基本的考え方>

自助努力による老後資産の形成を促進する年金制度として確定拠出年金が導入されてから10年が経つが、確定給付型の規模(70兆円)に対し、確定拠出は5.4兆円に留まっている。確定拠出年金については、①家計による投信投資を通じた成長マネーの供給源、②企業に対して年金制度の選択をより柔軟化して成長力を高める、③世代間の不公平への対処に先鞭をつけるという特徴があり、成長マネーの供給拡大の観点から、制度拡充を図るべきである。

<これまでの検討内容と今後の取組み方針>

年金確保支援法(平成24年1月施行)によりマッチング拠出が可能となり、継続投資教育の実施も開始されたが、さらなる制度拡充を図る観点から、①拠出規模の拡大、②加入対象者の拡大、③資産運用の改善策を検討した。

①拠出規模の拡大：マッチング拠出に限度額があるため、従業員拠出が事業者拠出より低くならざるを得ないケースもある。マッチング拠出の実施状況の結果も踏まえ、従来の限度額の考え方との関係も整理しつつ、限度額を拡大する方向で見直しの検討を進め、とりまとめまでに結論を得る。

また、老後の資産形成支援という観点から、拠出限度額を複数年度で管理する方法など限度額の使い残しへの対策についても実務的な観点から検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

②加入対象者：被用者年金制度の一元化や社会保障・税一体改革の考え方との整合性も整理しつつ、公務員や専業主婦への拡大について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

③資産運用の改善：継続投資教育に加え、年金運用の基本原則たる分散投資の促進に向けた施策を講じる。そのための具体策の検討を進め、とりまとめまでに結論を得る。

なお、日本版ISA(導入から3年間で毎年100万円までの上場株式、投資信託投資に係る非課税措置)については、23年度税制改正大綱において、上場株式等の配当・譲渡所得等の20%本則税率化に併せて、経済金融情勢が急変しない限り、26年1月に導入することとされている。今後、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供するという観点も踏まえ、25年度税制改正要望に向け、検討を進める。

（３）今後検討する施策

民主党「成長ファイナンス戦略」（別紙）の内容を踏まえ、今後、さらに以下の施策について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

- ・ 確定拠出年金の拡充^{（注）}
- ・ 公的・準公的セクターにおける資産運用の改革
- ・ 日本銀行による成長資金供給力強化の要請
- ・ 休眠預金の活用^{（注）}
- ・ 官民連携によるマイクロ金融プラットフォーム
- ・ 世代間資産移転促進制度（仮称）　－教育資金積立－
- ・ 世代間資産移転促進制度（仮称）　－不動産－

（注）現在本会議において検討を進めているが、民主党「成長ファイナンス戦略」での指摘も踏まえ、さらなる検討を行っていくもの。

2. 仲介・支援機能の強化

成長マネーの供給拡大に向けては、資金供給源を拡大しても、それを成長マネーとして仲介し、資金の受け手を支援する仕組みが脆弱では意味がない。しかし、我が国では、貸出がすう勢的に減少しているうえ、市場を通じた資金供給も十分ではなく、特に創業や再生の局面ではその傾向が強い。再生については、中小企業金融円滑化法等の期限を来年 3 月末に控え、抜本的な対応が必要な状況にある。また、不動産投資市場も活性化が進まず、資産デフレが続いており、経済全体の活性化を阻む要因となっている。

（１）官民連携による成長マネーの供給拡大

＜基本的考え方＞

我が国において、短期的には民間から成長マネーが積極的に供給されることが望みにくい中、公的な資金を民間からの資金供給拡大の呼び水として活用し、官民が連携のうえ必要な資金を円滑に供給しつつ、中長期的な民間主体の成長マネー供給拡大につなげていくことが必要である。そのため、既存の産業革新機構に加えて、6次産業化を進める農林漁業や利用料金収入により資金回収を行うインフラの整備・維持管理等（PFI 事業）に関連して機構を新設する。その際、機構への民間の参画を通じ、民間の知見・ノウハウを十分に活用する仕組みを構築していくことが重要である。

①農林漁業成長産業化ファンド（農林漁業成長産業化支援機構）

<これまでの検討内容と今後の取組み方針>

農林漁業成長産業化支援機構の設立に向けて、法案を今国会に提出（2月7日閣議決定）したが、ファンドの実効ある運営にあたっては、①民間の知見・ノウハウを活用し、効率的な経営を図るため、機構の役職員、投資判断を行う委員会の委員、地域ファンドに民間が参加する仕組み、②民間の専門家による個別相談等6次産業化を推進する支援施策と連携し、機構やファンド活用の成功事例のノウハウが民間に共有されることによる民間主体の成長マネー供給の拡大が重要である。これらについて、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案の成立を前提に、機構発足に向けて検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

②官民連携インフラファンド（民間資金等活用事業推進機構）

我が国では、国・地方とも厳しい財政状況にあるうえ、今後、高度経済成長期に集中投資したインフラの整備・更新の必要性が高まっていく見込みにあり、民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必要である。特に、受益者が負担する利用料金収入により資金回収を行う独立採算型等のPFI事業を、リスク性を官民が連携しながら供給しつつ、増加させることが必要である。

<これまでの検討内容と今後の取組み方針>

官民連携インフラファンド（民間資金等活用事業推進機構）について、機構を設立するPFI法の改正法案を今国会に提出（2月10日閣議決定）したが、ファンドの実効ある運営にあたっては、①民間の知見・ノウハウを活用し、効率的な経営を図るため、機構の役職員、投資判断を行う委員会の委員等に民間が参加する仕組み、②公共施設等の管理者等に対して専門家を派遣又は助言する仕組みが必要である。これらについて、改正PFI法案の成立を前提に、機構発足に向けて検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

機構の投資先であるPFI事業が増加すれば、成長マネーの供給拡大に資することから、現在検討中の①PFIの利用手続きの簡素化、②入札手続きに際し民間事業者の提案を事前に反映させる仕組みの導入、③多様な投資家からの資金調達のための株式・債権・契約上の地位の譲渡に関するルールの策定なども参考に、独立採算型等のPFI事業の増加に向けた取組みについて検討を進める。

また、官民連携インフラファンドの投資対象となるPFI事業につき、関係各省庁・地方公共団体において案件の掘り起こし・事業化の促進に積極的に取り組む。

③レベニュー債

民間資金によるインフラ投資という観点からは、収益性のある事業において、事業収入等を返済原資とする、いわゆるレベニュー債を活用することが期待できる。東日本大震災の被災自治体においては、24年度税制改正において、公社等が発行するレベニュー債に対し、非居住者の受取利子非課税制度が導入されたところ。

民間資金を活用した地方自治体による財源調達手段の多様化のため、全国自治体における発行ニーズや地方財政上の位置づけも踏まえつつ、全国自治体の公社等によるレベニュー債の活用のあり方について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

④産業革新機構

<これまでの検討内容と今後の取組み方針>

産業革新機構は、21年7月に設立され、これまでの支援決定総額は24件で約4,000億円（24年4月時点）。今後も引き続き、先端的な基礎技術の事業展開、ベンチャー企業等の事業拡大、事業の再編・統合、海外企業の買収などに対して資金支援等を行っていく。特に、アーリーステージ案件（いわゆるベンチャー企業への投資）についても一層強化すべく、機構の人員の増強等チーム体制の整備について検討を進め、とりまとめまでに結論を得る。その際、アーリーステージ案件への支援を着実に進めていくとの観点から、産業革新機構の支援はハンズオンで行うとの原則の中で、ベンチャーキャピタル（VC）等ファンドへの投資を含め、民間の人材・知見・ノウハウの活用についても検討を行う。

⑤官民連携ファンドの立ち上げ支援に向けたフォローアップ

新設の2つのファンドが先行する産業革新機構を参考にすること等により、官民連携ファンドの立ち上げを支援する観点から、その立ち上げ進捗状況をフォローアップする。フォローアップは、成長ファイナンス推進会議または同実行会議で、①民間出身者の知見を活かした迅速なかつ独立した意思決定体制の確保、②投資案件の収益性や投資回収の蓋然性判断の考え方等について、議論する。

(2) 不動産投資市場の活性化

<基本的考え方>

我が国の不動産ストックは、老朽化・遊休化が進んでおり、その再生・有効活用が必要となっている。一方、国内外の民間資金は、様々な運用先を求めている。不動産投資市場は、これらの橋渡しをする重要な役割を担っており、マ

一ケットメカニズムを活用した不動産への投資を促進し、不動産価値を向上させることが必要である。そこで、不動産投資市場の中核的な存在であるJ-REIT市場の活性化や不動産市場の透明性向上等の対策を推進する。

＜これまでの検討内容と今後の取組み方針＞

不動産の取得、再生等に対して出資を募り、収益を分配する不動産特定共同事業について、SPC（特別目的会社）の活用を認めることにより、倒産隔離性を確保し、民間資金の導入を促進するため、法改正案を今国会に提出（2月28日閣議決定）。

今後は、J-REIT市場の活性化のため、J-REITの資金調達手段の多様化等による財務基盤の安定性向上や運営・取引の透明性確保に向けて検討を進め、次期通常国会に所要の法案を提出する。また、マクロ経済政策などに資するとともに、不動産市場の透明性の向上・活性化の促進に繋がる不動産価格指数を、国際指針に基づいて作成しており、本年度中に試験運用を開始する。

（3）中小企業の創業支援・事業再生の枠組みの整備

＜基本的考え方＞

新規企業の起業・創業は、経済・社会の新陳代謝と経済成長、雇用創出に重要な役割を果たしている。我が国の起業・創業の状況は諸外国に比べて低調であり、起業・創業の拡大につながる支援が重要である。

また、我が国雇用者の約7割を抱える中小企業について、事業再生が必要なケースでも十分には進んでおらず、中小企業金融円滑化法等の期限到来に向けて、その阻害要因を解明し、事業再生推進に向け抜本的な対策を講じることが急務である。

＜これまでの検討内容と今後の取組み方針＞

創業支援については、日本政策金融公庫による無担保・無保証人融資、保証協会の保証制度、中小企業基盤整備機構（中小機構）による投資ファンドの組成などの支援スキームを実施しているところであるが、さらに、以下に取組む。

①ベンチャー企業への成長マネー供給円滑化策

優れた経営支援で実績を挙げているVCによる、他のVCへのノウハウ指導・育成を政策的に支援することで、VCの経営支援機能を強化する。

また、種類株式がベンチャー投資において活用されるよう普及・啓蒙を図る。これらについて具体策の検討を進め、とりまとめまでに結論を得る。

さらに、3月3日から“ちいさな企業”未来会議で中小企業政策の見直し・討

議を行っているが、この中で抽出された中小・小規模企業の創業支援に関する施策について具体的に検討を行い、その結果をとりまとめに反映させる。

②個人保証制度の見直し等による創業支援

個人保証制度について、法制審議会で民法（債権関係）の改正論議が進められているところであるが、それと並行して、政府系金融機関に加え民間金融機関でも第三者保証を原則徴求しない取扱いを徹底し、経営者本人保証についても、創業支援の観点から、問題点やその対応策について検討を進め、その結果をとりまとめに反映する。

③中小企業金融円滑化法等の最終延長を踏まえた中小企業の経営・再生支援

中小企業金融円滑化法等の期限の最終延長に対して、監督指針の改正や資本性借入金の積極的活用を促進するほか、財務及び会計の専門的知識を有する者による中小企業への支援事業を通じ、中小企業の経営力の強化を図るため「中小企業経営力強化支援法案」を今国会に提出（3月2日閣議決定）するとともに、企業再生支援機構・中小企業再生支援協議会・金融機関が連携して中小企業を経営支援する政策パッケージを策定した（4月20日公表）。その上で、関係省庁・関係機関と連携し、早急に政策パッケージの具体化を図る。

さらに、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を引き続き検討する。

なお、財政投融资について、中小企業金融や官民連携による資金供給を含め、現下の厳しい財政状況の中で、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、今後積極的に活用していくこととする。

（４）今後検討する施策

民主党「成長ファイナンス戦略」（別紙）の内容を踏まえ、今後、さらに以下の施策について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

- ・農林漁業成長産業化ファンド、官民連携インフラファンドの活用^{（注）}
- ・日本再生投資基金（仮称）の創設
- ・金融円滑化法からの着実な移行^{（注）}
- ・大学発ベンチャーの育成
- ・個人保証制度の見直し^{（注）}
- ・金融機関の出資規制の見直し
- ・金融規制等の改革
- ・Ｊリート（不動産投資法人）の不動産買取能力の向上^{（注）}

- ・現物出資促進のための環境整備
- ・証券化手法を活用した不動産の環境対応、耐震性の向上^(注)
- ・不動産ノンリコースローン長期化促進のための環境整備
- ・PFI 株式・債権譲渡解禁^(注)
- ・本格的レベニュー債市場の創設（特定目的信託の活用等）
- ・カバードボンド市場の創設
- ・政府系金融機関の戦略的活用と再編
- ・財政投融资の活用^(注)

（注）現在本会議において検討を進めているが、民主党「成長ファイナンス戦略」での指摘も踏まえ、さらなる検討を行っていくもの。

3. 海外との関係強化

（1）アジア域内での資金循環の円滑化

<基本的考え方>

我が国経済が成熟期に入る一方、アジア諸国経済は高成長を続けており、国内と比べ海外での資金需要が旺盛。こうした状況下、日本の投資家によるアジアへの投資促進、日本企業によるアジアへの進出拡大によりアジアの成長の果実を得るほか、日本がアジアの主たる金融資本市場となるべく、総合的な取引所の創設を図る施策をはじめとして多面的な施策を講じ、アジア域内の資金循環を円滑にしていくことが、日本市場、企業、投資家にとって有益。

<これまでの検討内容と今後の取組み方針>

① アジア債券市場の整備

アジア各国による債券市場の育成に向けた取り組みにより、アジア債券市場は発達しつつあるが、アジア域内で資金が循環するようさらに債券市場を整備していくことは、域内経済、市場の発達に大きく資するもの。

これまで、ASEAN+3 の「アジア債券市場育成イニシアティブ」の下で、アジア企業による現地通貨建て債券発行の促進（信用保証・投資ファシリティの設立等）や域内のクロスボーダー債券取引の促進（ASEAN+3 債券市場フォーラム（ABMF）による各国債券市場における制度面（税制・規制等）・決済インフラ面双方の課題の分析）を進めてきた。今後も引続き、我が国の民間専門家と協力し東京プロボンド市場を参考とするなど、我が国がイニシアティブを発揮しつつ、ABMF においてアジア域内の「域内債券共通発行プログラム」の策定（25 年末を目処）や債券決済事務処理の標準化等に取り組む。

②総合的な取引所

諸外国において取引所間の統合・再編を巡る動きが進展し、世界的に激しい競争にさらされている中、我が国市場がアジアのメイン・マーケットを目指すためには、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱うことのできる「総合的な取引所」の実現が重要な課題。

こうした問題意識の下、金融商品取引法等の改正案を今国会に提出（3月9日閣議決定）したが、今後、金融商品取引所、商品取引所、取引業者その他の関係者に対して、総合的な取引所の実現に向けて協力するよう要請するとともに、行政上の相互連携を確保するため、「商品先物取引活性化協議会（仮称）」を設置し、商品先物取引と金融商品取引の連携等の幅広いテーマについて定期的な協議などを行うとともに、取引所等の動向について引き続きモニタリングを行っていく。

③制度金融による海外ビジネスの後押し

企業の海外展開が進む中、必要となる資金の供給策の充実は、事業の成功の鍵。また、債務危機を受けて、欧州金融機関がアジアから撤退している中、我が国金融機関にとっても企業への資金供給を増加させることで、海外でのプレゼンス向上を進める好機。

海外に進出する中小企業に対しては、日本政策金融公庫の債務保証や日本貿易保険（NEXI）の保険等を活用して海外現地金融機関からの資金調達を円滑化するため、「中小企業経営力強化支援法案」を今国会に提出（3月2日閣議決定）した。既存の外為特会から国際協力銀行（JBIC）への融資を活用したスキーム等とともに活用を進める。

また、海外ビジネスにおいて資金ニーズが高まっている、①海外拠点と第三国との取引への支援について JBIC、NEXI と、②収入が現地通貨建てのインフラプロジェクトにおける現地通貨建ての資金調達への支援について JBIC、国際協力機構（JICA）、NEXI とともに検討を進め、海外での活動・競争力強化、マーケットシェア向上等を後押しする。これらについて具体策の検討を進め、とりまとめまでに結論を得る。

（2）今後検討する施策

民主党「成長ファイナンス戦略」（別紙）の内容を踏まえ、今後、さらに以下の施策について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

- ・ 汎アジアの発行・流通制度、清算・決済システムの構築^{（注）}
- ・ 中堅・中小企業のアジア進出支援^{（注）}
- ・ インフラシステム輸出支援^{（注）}

- ・石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）のファイナンス機能強化
- ・アジア都市投資ファンド（仮称）
- ・総合取引所の創設^{（注）}

（注）現在本会議において検討を進めているが、民主党「成長ファイナンス戦略」での指摘も踏まえ、さらなる検討を行っていくもの。

4. とりまとめに向けて

各施策について、これまでに検討を進め今後の取組みに一定の方向性を定めてきたが、引き続き、成長マネーに関する課題と対応策について、供給側と需要側の両面から「骨太な」議論を行い、今後はより具体的な方策についてとりまとめまでに結論を得ることとする。

また、「今後検討する施策」として掲げた施策や、追加すべき重要課題について、今後議論を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

以 上

1. 休眠預金の発生・払戻状況 ①概要

(別 添)

A 銀行等金融機関

	発生(a)	払戻し(b)	払戻し率 (b)/(a)
金額ベース	約850億円	約350億円	約40%
口座数ベース	約1,300万口座	約75万口座	約6%

(注) 銀行等金融機関：銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫

非公表データからの年間実績に基づき推計（口座数ベースは22年3月末を基に推計）

発生口座の1口座当たり平均額：約 6,500円

払戻口座の1口座当たり平均額：約47,000円

B 農漁協系統金融機関

	発生(a)	払戻し(b)	払戻し率 (b)/(a)
金額ベース	約24億円	約6億円	約25%
口座数ベース	約58万口座	約4万口座	約7%

(注) 23年3月末の非公表データ

発生口座の1口座当たり平均額：約 4,100円

払戻口座の1口座当たり平均額：約15,000円

1. 休眠預金の発生・払戻状況 ②推移

(単位:億円)

金融機関	21年3月期		22年3月期		23年3月期	
	発生	払戻	発生	払戻	発生	払戻
A銀行等	846	344	883	326	882	341
B農漁協系統	22	7	21	5	24	6
計	868	351	904	331	906	347

(注) 各金融機関の非公表データより集計

銀行等：銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫

(参考) 郵便貯金の権利消滅額

区分	21年3月期	22年3月期	23年3月期
権利消滅額	29億円	37億円	234億円

(注) 満期後20年が経過し、催告書発送後2か月を経過しても払戻しの請求等がない場合、貯金者の権利は消滅する。

2. 休眠預金発生額の金額階層別分布／口座維持手数料

①. 休眠預金発生額の金額階層別分布

	1万円以上	1万円未満
金額ベース	約90%	数%
口座数ベース	数%	約90%

(注) 銀行等金融機関のうち、一部金融機関からのヒアリングに基づく推計

(参考) カナダの休眠預金は、1口座当たり平均約27,000円(2011年12月末)
1,000カナダドル(約75,000円)以上の休眠預金は、口座数ベースで約7%弱、
金額ベースで71%(為替レートは2011年12月末)

②. 預金口座の口座維持手数料

[日本] 日本において大半の銀行は口座維持手数料をとっていない。

A銀行(準大手) 1,200円/年(2年間異動のないものに限る)、B銀行(ネット系) 189円/月

[日本国内外資系]

C銀行 2,100円/月

[米国]

D銀行 US\$8.00(660円)/月 E銀行 US\$8.95(740円)/月 F銀行 US\$5.00(410円)/月

[英国]

G銀行 £6.50(860円)/月 H銀行 £8.00(1,061円)/月

[カナダ]

I銀行 C\$4.00(330円)/月

※口座維持手数料は、一般的な口座の場合であり、預金種別により異なることに留意。

※為替レートは2012年3月末

3. 諸外国における休眠預金の制度（中間報告）

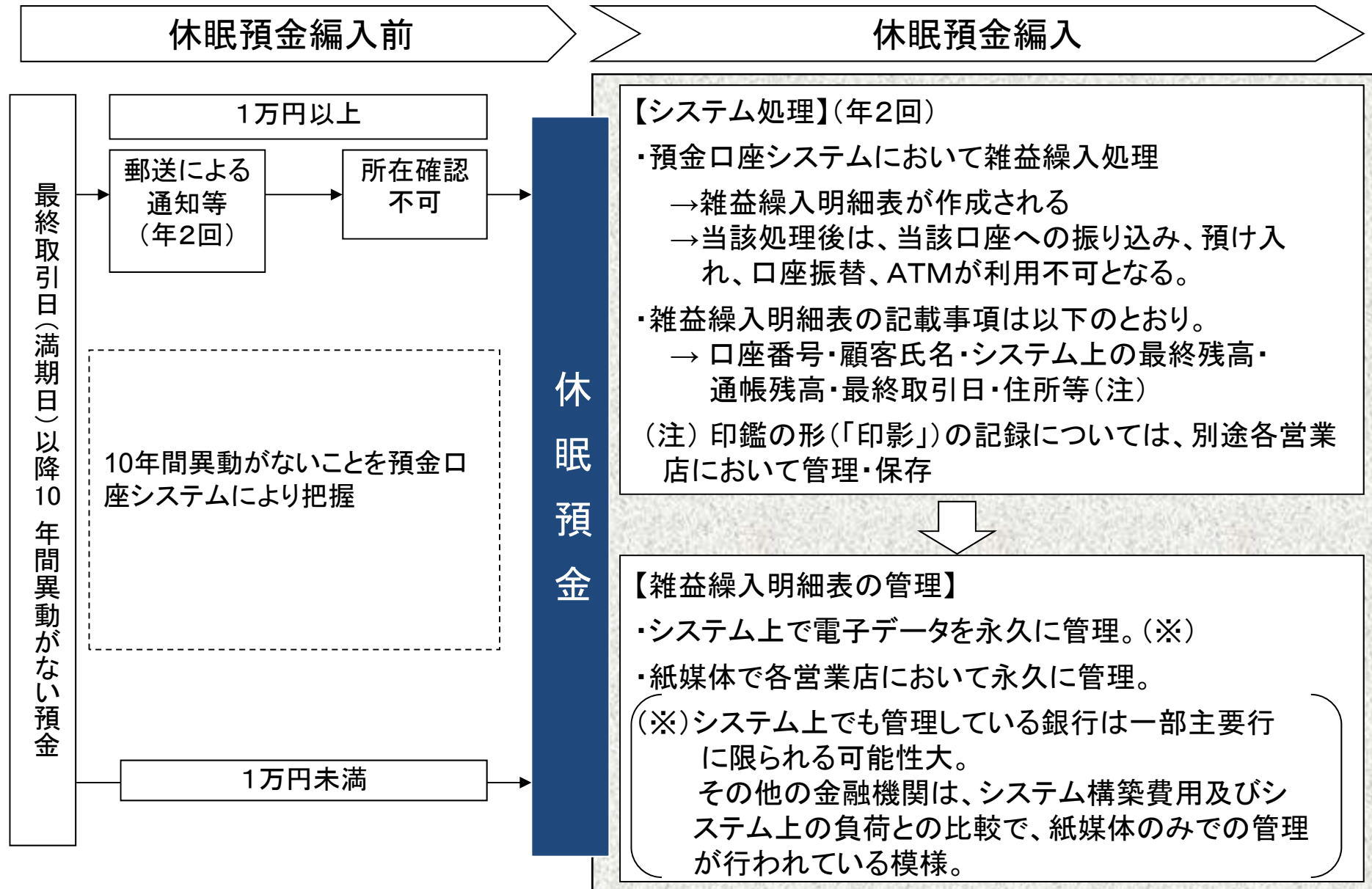
現在、調査中。法制上の仕組みに関する論点、活用実績はまとめ次第報告。
現時点で判明している情報は以下のとおり。（※今後の調査の進捗により修正あり得る）

国名	休眠期間	口座移管先	移管後の対応
米国	・休眠期間3年～7年程度の預金（州別に規定）	・各州の未請求債権管理部署	・払戻請求時：返還 ・預金者照会先：州政府 ・管理：州政府
カナダ	・休眠期間10年の預金	・中央銀行	・払戻請求時：金額により差異 1,000カナダドル以上（100年後没収） 1,000カナダドル未満（30年後没収） ・預金者照会先：中央銀行 ・管理：中央銀行
仏国	・休眠期間10年の預金	・貯蓄供託公庫（政策金融機関）	・払戻請求時：返還（20年に限り） ・預金者照会先：貯蓄供託公庫 ・管理：貯蓄供託公庫
英国（注）	・休眠期間15年の預金	・「請求基金（Reclaim Funds）」	・払戻請求時：返還 ・預金者照会先：基金等 ・管理：基金（社会福祉事業等に利用）
韓国（注）	・休眠期間5年の預金	・「休眠預金管理財団」	・払戻請求時：返還 ・預金者照会先：取引金融機関 ・管理：基金（社会福祉事業等に利用）

（注）英国、韓国においては、休眠預金を検索することができるシステムを開発・導入している

4. 我が国の休眠預金の金融機関での事務フロー ①発生～管理

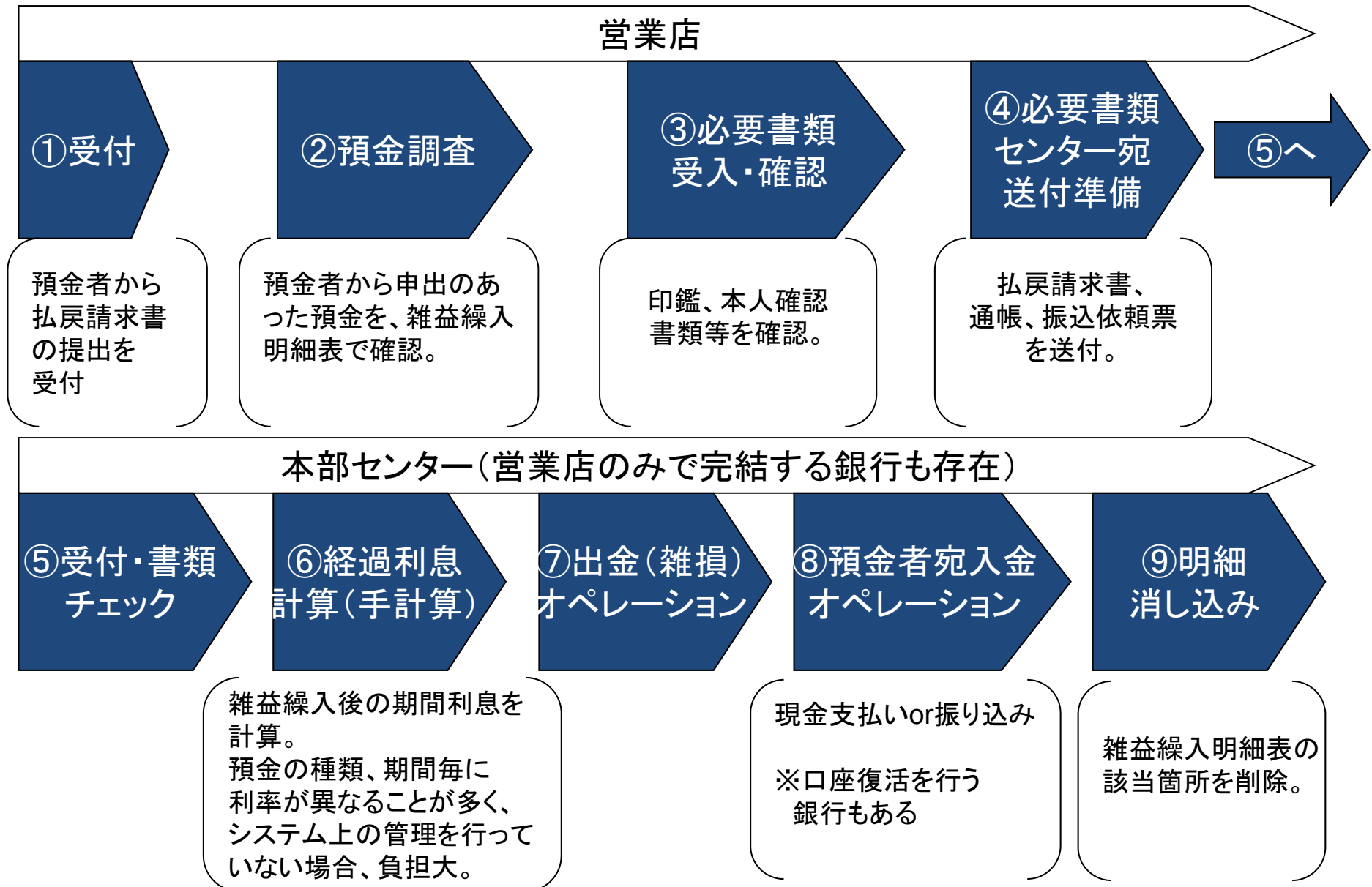
【一部主要行の場合】(注)



(注) 金融機関ごとに取扱いが異なる可能性が大きいことに留意が必要

4. 我が国の休眠預金の金融機関での事務フロー ②払戻

【一部主要行の場合】(注)



(注)金融機関ごとに取扱いが異なる可能性が大きいことに留意が必要

「成長ファイナンス戦略」

—日本再生へ向けた成長マネーの供給拡大策— (中間報告)

平成 24 年 4 月 17 日

民主党成長戦略・経済対策 PT

座 長 直嶋 正行

事務局長 近藤 洋介

I. 成長マネー供給拡大の必要性

(環境認識)

- ・ 戦後復興期、高度成長期には、欧米諸国に追いつくという目標が明確であったため、政府、借り手、貸し手の間のコンセンサス形成が容易であり、復興金融公庫、財政投融资制度、長期信用銀行（金融債を発行）、政府系金融機関を含む間接金融システムは有効な仕組みであった。
- ・ 現在では、これら戦後形成されたチャンネルが細くなっており、金余りであっても成長マネーが供給されていない。
- ・ バブル崩壊以降、間接金融システムを担う金融機関は、国債投資により財政赤字のファイナンスに注力しているが、民間の資本蓄積に十分有効に寄与しておらず、これが我が国におけるネットの資本ストックの減少にも関連してきている。

(方向性)

- ・ 足元のデフレ対策、名目 3%、実質 2%成長は、現政権に課せられた最重要の努力目標。
- ・ これを実現するためには、新成長戦略の着実な実施や更なる拡充に加え、成長マネーの供給拡大を図ることが必須の条件。
- ・ このために、まず、動いていない金を成長マネーとして掘り起すことや志あるマネーを呼び起こすと同時に、若者世代のチャレンジ機会を拡大することで、成長マネーのパイの拡大を図るべきである。加えて、民間主導の企業再生や創業・新分野進出支援、地域・中小企業向け資金供給の強化を図ることで、地域・中小企業の活力向上につながるための環境を整備するべきである。
- ・ さらに、不動産やインフラへの投資を活発化することで、資産デフレへの対応を図るとともに、日本がアジアのメインマーケット、メインプレイヤーとなるべく、日本主導によるアジア債券市場のインフラ整備、「強い円」を活かしたアジア展開を促進するための施策を講じるべきである。
- ・ これらの施策について、当面の 3 年間に集中対応期間とし、できる限りの対応策を速やかに進めていくことが求められている。

Ⅱ. 具体的な対応策（案）

1. 成長マネーのパイ拡大

（1）成長マネーの掘り起こし

■ 確定拠出年金の拡充（○）【厚労】

- ・ 現状においては、確定給付年金が 70 兆円の規模に対し、確定拠出年金は 5 兆円に留まる。また、確定拠出資産の 6 割は預金等の元本確保型商品で運用。
- ・ 拠出限度額の引上げ（△）、厚生年金基金からの移行の増大（○）、中途引出要件の緩和（△）等により、確定拠出年金を確定給付年金と並ぶ規模に育成すると同時に、運用面での改善策（◎）も講じ、確定拠出資産の 6 割（米国と同水準）が投資信託で運用されるようになるための環境整備を行う。
- ・ これにより、確定拠出における家計による投信投資に加え、確定拠出外での一般的な投信投資も促進することを通じ、成長マネー供給拡大を図る。また、個人勘定の利用による加入者の年金受給権の確保、確定給付型年金に伴う企業の退職給付債務負担の軽減といった効果も見込まれる。

■ 公的・準公的セクターにおける資産運用の改革（○）【厚労】

- ・ 我が国家計金融資産が 1,400 兆円と言っても、その大部分が預貯金や公的・準公的セクターに留まっている限りは、成長マネーの供給源とはなりにくい。
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、運用資産 100 兆円超と、世界に類を見ない規模を有していると同時に、貴重な年金資産を効率的に運用する受託者責任を国民に対して負っている。
- ・ しかし現状、GPIF の運用は類似機関と比べても国内債に偏重しており、必ずしも効率的な運用を通じた国民に対する受託者責任を全うしているとは言えない。そのため、今後、国内債への投資比率の引き下げ、成長力のある株式やエクイティ・ファンドへの投資比率の引き上げなど、投資対象の多様化を行っていく必要がある。
- ・ その際、GPIF の運用に係るガバナンスの改革が前提となる。具体策としては、①年金運用機関としての位置づけの明確化、②独立性・専門性及び透明性・説明責任の確保、③運用基金の分割、④運用組織の体制整備、⑤理事・役職員の資質・処遇の確保・向上、が考えられる。
- ・ なお、GPIF による国債投資の減少による市場の混乱を防ぐため、政府・日銀において必要な措置を講じる。

■日本銀行による成長資金供給力強化の要請（◎）【日銀】

- ・ 日本銀行の適格担保の範囲・規模を拡大し、より重点的に特定セグメントへの資金供給を強化するための環境を整備する。
- ・ 具体的には、成長力の強化に資すると考えられ、今後市場の拡大が見込まれる証券化商品（不動産関連・PFI 債権など）や PFI 株式、カバードボンドを日本銀行による買取り・適格担保の対象に加える。
- ・ 米ドル資金を用いた 1 兆円の貸付枠（米ドル特則）の貸付期間を 4 年から 10 年に延長する。
- ・ 資産買入等の基金について、その規模を更に拡大すると同時に、残存期間がより長期的な資産の買い取りを進める。

■農林漁業成長産業化ファンド、官民連携インフラファンドの活用（◎）

【農水、PFI 推進室】

- ・ 6 次産業化を通じた成長産業化が見込まれる農林漁業分野や、今後更新需要が見込まれる社会インフラ整備に対し、公的資金を呼び水に民間資金の流入を促し、官民が連携して成長マネー供給を拡大する。

■休眠預金の活用（△）【金融】

- ・ 毎年約 850 億円の休眠預金が発生（銀行の収益として処理）、うち約 4 割に払い戻し請求あり（銀行は雑損として処理）。
- ・ 金融庁と金融業界が連携して実態調査を行いつつ、これと並行して、休眠預金の一部を事業の成長、再生、再編及び起業等に活用する方途を構築する。
- ・ 預金者等の関係者の理解と同意を得ることを前提とし、必要に応じ法令上の手当てを行う。

（2）志あるマネーの呼び起こし

■官民連携によるマイクロ金融プラットフォーム（○）【地域活性化統合事務局】

- ・ 東日本大震災の被災地を含む各地の伝統産業などに対する投資は、株式上場などを最終的な出口としないことから、従来から機関投資家の資金が向かいにくい状況。ミュージックセキュリティーズの「被災地応援ファンド」などで効果が上がった個人投資家による「大切なものを守る投資」スキームを活用した仕組みの普及を図る。
- ・ 併せて、こうした仕組みを（被災地以外も含めた）全国各地域へと展開すべく、地域活性化統合事務局において、各地の伝統産業やソーシャルビジネス、若者や女性の起業支援等を対象にした投資ファンドの組成を後押しする官民連携プラットフォームを構築する。その際、郵貯・簡保の窓口業務や地域

金融機関との連携策も検討する。

- ・ さらに、高齢者・富裕層にも投資インセンティブを付与することにより、数兆円規模への拡大を図り、地域や若者・女性の創業・新分野進出の支援に活用する仕組みを構築する。

(3) 若者世代のチャレンジ機会の拡大

■ 世代間資産移転促進制度（仮称）－教育資金積立－（△）【金融、文科】

- ・ 日本の教育への公的支出は OECD 諸国でも最低水準である一方、金融資産の 6 割は高齢者に偏重している状況。
- ・ 例えば、投資信託を活用した高等教育資金の積立・運用に係る税優遇制度を構築することにより、高齢者から現役世代への金融資産の移転を促進し、次世代の高度人材育成を支援しつつ、投信投資を通じた成長マネーの供給拡大を図る。

■ 世代間資産移転促進制度（仮称）－不動産－（△）【財務】

- ・ 高齢者が保有する不動産についても、特に有効活用が可能なものにつき、上記教育資金積立と同様の観点から検討を開始し、実現に向けた具体的方策について速やかに結論を得る。

2. 中小企業の活力向上

(4) 民間主導の企業再生

■ 日本再生投資基金（仮称）の創設（△）【企業再生支援機構室、金融】

- ・ 企業再生支援機構を改組し、日本再生投資基金（仮称）を創設し、事業再生やベンチャー支援など、従来機関投資家の主たる投資対象ではなかった分野への資金供給を強化する。
- ・ 具体的には、民間運用機関への業務委託方式を導入することにより、民間の再生ノウハウ・人材を最大限活用しつつ、地域の再生可能な企業支援へ向けた質・量両面の機能拡充を図る。
- ・ 民間運用機関の選定にあたっては、「指定運用機関制度（仮称）」を新たに整備する。また、同運用機関の専門性を発揮させるため、日本再生投資基金（仮称）と同運用機関との共同投資を基本とする。
- ・ 併せて、デューデリ費用、マネジメント費用等の助成措置を設けるなど、民間が培ってきた再生ノウハウを最大限活用するための環境整備を行う。

■ 金融円滑化法からの着実な移行（○）【金融】

- ・ 円滑化法終了に向けて、財務状況が悪化した中小企業の選別を金融機関が強化するのではないかと不安が広まっている中、円滑化法に基づき条件変更等を行った中小企業について、金融検査が過度に厳格なものとならないように配慮する旨の検査方針を明確化する（◎）。
- ・ 金融機関の地域金融円滑化への寄与度（地域事業者に対する信用供与の状況、地域の産業振興等に関する事業の状況等）に関する調査を金融庁が実施し、結果を公表すること等を定める民主党マニフェストに記載した「地域金融円滑化法（日本版地域再投資法）」を制定する（△）。
- ・ その際、ポスト円滑化法対応として、条件変更により時間を稼ぐという対応を一步進め、実態を改善する支援強化に重点的に取り組むべく、創業、再生、廃業など中小企業のライフステージに応じた金融機関による支援について、支援義務（努力義務）を規定するとともに、支援体制整備状況、公的スキームとの連携や支援結果等の報告・公表を求めるための法的な仕組みを併せて整備する（△）。

（５）創業・新分野進出支援

■大学発ベンチャーの育成（○）【文科、経産】

- ・ 間接金融システムの下では、金融機関の債務が元本保証の預金であるため担保の確保が求められるが、ベンチャー企業は有形資産をあまり保有していないため、株式を通じた資金供給が必要。研究開発投資や無形資産の蓄積やイノベーションの促進、生産性向上には、直接金融のチャンネルを太くする必要がある。
- ・ 大学のベンチャー起業は約 2000 件だが、大学へのベンチャー資金からの起業支援は、350 億円しか供給されていない。
- ・ たとえば知財担保融資の促進やエンジェル税制の拡充など、大学発ベンチャーの育成に向けた検討を開始し、実現に向けた具体的方策について速やかに結論を得る。

■個人保証制度の見直し（○）【財務、金融、経産】

- ・ 第三者保証については、政府系金融機関においてこれを求めない融資が広がっているところであり、民間金融機関においても広がるように取組を徹底していく必要がある。また経営者本人の個人保証については、これが開業率の低さの一因や、早期の事業再生の妨げとなっているとの指摘もある。
- ・ このため、①公的金融機関の融資について第三者保証の撤廃を徹底するとともに、②経営者本人の保証を不要とする融資制度について、運用の改善（金利水準の見直し等）を図る。また、③民間金融機関の中小企業向け融資につ

いては、経営者本人の保証を不要・猶予（保証履行を経営者が約束違反を犯した場合に限定する停止条件付き個人保証等）とすることができるケースを明確にし、そのようなケースにおける金融機関の応諾努力義務等を監督指針に反映する。④再建手続に入った中小企業における経営者本人の保証の整理について、私的整理ガイドライン（経営者本人保証版）の策定（個人保証を整理する際の基準、保証債務を免除する場合の税制上の取り扱いの明確化等）等により、手続の円滑化を図る。

■金融機関の出資規制の見直し（△）【金融】

- ・ 現在、銀行法においては、5%出資規制が講じられているところであるが、これを緩和することにより、エクイティ性資金の投入による経営権の取得を通じた企業価値の向上策を促す仕掛けを推進する。特に創業時の支援において、ベンチャーキャピタル的な役割を銀行が果たすことを期待する。

（6）地域・中小企業向け資金供給強化

■金融規制等の改革（○）【金融】

- ・ 金融機能強化法を改正し、被災地金融機関向けに改正された地域金融機関（協同組織金融向け）の組織再編を条件にした資本性資金の注入を一般化する（△）。
- ・ ABL（動産・売掛債権）を推進するべく、金融検査マニュアルにおける、資産及び債権を担保として取り扱う場合の要件の緩和（「換価が確実であること、貸倒率を合理的に算定できること等」）等を講じる（◎）。
- ・ 実質的に赤字でない企業への融資を確保するべく、金融検査マニュアル上、減価償却による赤字企業（キャッシュフローは黒字の企業）は要注意先としない（正常先と判断して差し支えない）ことを明確化する（◎）。
- ・ デット・エクイティ・スワップを実行するときに、債権放棄と同様に債務者に対して債務免除益と同様に課される債務消滅益課税を廃止する。またデット・デット・スワップを実行する際の償却額を税務上の損金に参入することを認める（△）。

3. 資産デフレへの対応

（7）不動産投資市場の活性化

資産デフレ脱却や不動産の再生を進めていくためには、不動産の買い手の能力を高め、取引を活発にしていける必要があり、民間資金を広く集め、不動産の買取・再生に振り向ける不動産投資市場の活性化が重要である。このため、以

下の施策を講じる。

- Jリート（不動産投資法人）の不動産買取能力の向上（△）【金融、国交】
 - ・ Jリートは賃貸不動産の最大かつ最後の買い手と言われ、その市場規模の拡大が重要である。このため、投資信託・投資法人法を改正し、資金調達手法の多様化、ガバナンスの強化等を進める。
 - ・ Jリートが事業用資産の買換特例を活用することができるよう税制を見直し、買取能力を高める。
- 証券化手法を活用した不動産の環境対応、耐震性の向上（△）【国交、金融】
 - ・ 不動産特定共同事業法を改正し、民間資金を調達した SPC（特別目的会社）が不動産を買い取り、再生工事を行えるようにする。
- 現物出資促進のための環境整備（△）【金融、国交、経産】
 - ・ 資産の所有者がその所有権を手放さずに資産の改修等を進める手法として、現物出資をして組合を作り、他の組合員が出資する資金を活用することが考えられる。これは、被災地の復興やJリート市場の拡大などに役立つ可能性があるため、現物出資促進のための環境整備について検討する。
- 不動産ノンリコースローン長期化促進のための環境整備（◎）【金融、国交】
 - ・ 不動産の再生やその後の安定的運営には長期資金が必要であるが、従来国内で提供されてきたノンリコースローンは3年程度の短期であることが普通であり、再生中の借換リスクなどが指摘されている。このため、より長期のノンリコースローンが普及するような環境整備について検討する。

（8）インフラ投資の促進

- PFI 株式・債権譲渡解禁（◎）【PFI 推進室】

PFI の拡大を見据え、PFI 事業にかかる株式や、安定期に入った PFI プロジェクトの債権を証券化によって投資ニーズのある機関投資家に譲渡することを可能とし、長期安定的な資金の導入を図るための環境整備を行う。
- 本格的レベニュー債市場の創設（特定目的信託の活用等）（△）【金融】
 - ・ 平成 24 年度から地公体 100%出資の「公社」が新型地方債として利益連動債（レベニューボンド）を発行する形態が認められたが、当該スキームではすでに公社が保有する事業以外は対象とならず、プロジェクト毎に新たに公社を設立することが求められる仕組みにとどまっている。
 - ・ 改善策として、特定目的信託等の活用を認めることにより、公社方式を用い

ない本格的レベニュー債市場を創設し、インフラ事業に対する民間資金の導入をより円滑にする。

■カバードボンド市場の創設（△）【金融】

- ・ カバードボンドは世界で 2.5 兆ドルが活用されている。また、二重の保証（発行銀行とプールされた担保となる資産）がついているため、バーゼルⅢでも有利な扱い（適格流動性資産、ベイルイン（強制債務減免）の対象外）がなされている。
- ・ ドイツ、フランス、スペイン、イタリア等においては既に商品としての市場が確立しており、欧州政府債務危機における銀行の安定的な資金調達手段として積極的に発行されており、豪州、米国、カナダ、韓国等でも市場創設に向けた法制化が進められている。
- ・ 我が国においても、預金者など他の債権者の保護に配慮しつつ、カバードボンドの法制化を通じて商品性を確立し、長期金融市場における有力な商品として育成していく。これにより、インフラ分野・エネルギー分野など長期資金の需要増加に対応した円滑な資金供給体制を確立する。

4. アジアのメインマーケット、メインプレイヤーへ

（9）日本主導によるアジア債券市場のインフラ整備

■汎アジアの発行・流通制度、清算・決済システムの構築（―）

【財務、金融、日銀】

- ・ アジアからアメリカへの投資は債券が圧倒的に多く約 8000 億ドル、アメリカからアジアへの投資は株式が圧倒的に多く約 9000 億ドルと不均衡が生じている。また、その中で日本のプレゼンスは低い。
- ・ アジア債券市場の発展によって、グローバルな資金の流れや経常収支の不均衡の是正を進めることが可能になる。アジアのインフラ投資をファイナンスする上でもアジア債券市場の発展は必要。
- ・ そのためには、通貨決済・債券決済に関するアジア共通のプラットフォームが必要であり、日本主導で新たな決済機関の設立またはインターオペラビリティ（各国の清算機関・決済機関間の相互リンク）の実現を図る。同時に、ASEAN+3 の枠組みで進められる「域内債券共通発行プログラム」においても日本が主導的な立場をとる。

（10）「強い円」を活かしたアジア展開

■中堅・中小企業のアジア進出支援（◎）【経産】

- ・ 中堅・中小企業が海外展開を行うに当たっては、現地通貨による資金調達を円滑化することが喫緊の課題。
- ・ 中小企業支援強化法案に盛り込まれた資金調達スキームの着実な実行を図るなど、日本政策金融公庫、日本貿易保険（NEXI）、信用保証協会の機能を最大限活用し、中堅・中小企業のアジア進出を支援する態勢を整備する。

■インフラシステム輸出支援（△）【外務、財務、経産】

- ・ 国際協力銀行（JBIC）・JICAの海外投融資、NEXIの引き受けについて、現地通貨建てのファイナンスや、第三国間の取引を支援対象とするなど、公的金融支援を機能強化する。

■石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）のファイナンス機能強化（一）

【経産】

- ・ 現下のエネルギー情勢の下、資源の安定供給は経済成長の根幹であり、海外でのエネルギー資源権益の獲得は、所得収支の移転を通じ、国富の増大につながる。とりわけ、円高局面では、この効果の発揮が期待される。
- ・ このため、今国会に提出されている法改正（産投出資の対象に、石油・天然ガス・石炭・地熱を追加）を含め、JOGMECのリスクマネー供給機能（出資、融資等）を拡大し、我が国企業の資源権益獲得を積極的に支援する。

■アジア都市投資ファンド（仮称）（◎）【国交】

- ・ 欧米金融機関がアジア事業を縮小する中で、東京がアジアの実物資産ファイナンスにおけるハブになる機会が訪れている。
- ・ これを好機ととらえ、アジアのフロントランナーとしての「都市化の経験」を活かし、東京を、エコシティをはじめとしたアジアにおける都市開発のファイナンスのハブとすることを目的とした、アジア都市投資ファンド（仮称）を創設する。
- ・ 東京を基盤とした、パッケージ型都市開発輸出（東京がアジアのワンストップ型窓口となる）を促進する効果をもたらすものと期待される。

（11）アジアの主たる市場（メイン・マーケット）たる日本市場の実現

■総合取引所の創設（△）【金融・経産・農水】

- ・ 総合的な取引所の実現に向けては、3省庁による「総合的な取引所検討チーム取りまとめ」を踏まえ、金商法等改正案が国会に提出されたところ。
- ・ 改正案の早期成立を期するとともに、アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立という成果目標に向け、各取引所の統合・再編

を後押しする等、積極的に取り組む。

5. 政策金融機能の強化

(12) 政府系金融機関の戦略的活用と再編 (○)【財務、経産】

- ・ 政策金融は、民間ビジネス・企業金融の補完と強化という基本機能に加え、日本の産業競争力強化、資源の確保、インフラ投資、インフラ輸出、東日本大震災からの復興、生活・医療・福祉の産業化等の重要政策のためのファイナンスを行う。
- ・ 資源獲得、都市・地域開発、企業再生等に関し、超長期資金、外貨資金、エクイティ性資金等、民間金融機関だけでは十分にリスクテイクできないファイナンス分野において、政策金融機能を有効活用していく。
- ・ 日本政策金融公庫、JBIC、日本政策投資銀行（DBJ）、信用保証制度の適切な役割分担の下、政策金融機能を十分に発揮させるとともに、必要に応じてその他の政策金融機関も含めたさらなる再編・効率化を行う。
- ・ 円高対応緊急ファシリティ（10兆円規模の外為特会活用スキーム）については、JBICにおいてその活用が限定的にとどまっている現状を抜本的に改めるべく、①M&Aの促進や資源・エネルギーの確保・開発の促進等に限定されている使途範囲を成長戦略分野全般に拡大すること、②超大型案件（事実上一件100億円以上）を主たる対象とした現行の運用方針の見直しを行うこと、③ツーステップ・ローンスキームを最大限活用できるよう、商工中金・DBJ・農林中金等による一層の活用を促すための体制を強化すること、④同スキームの実施状況につき定期的なモニタリングを行うこと、等の具体的対応を速やかに行う。
- ・ また、産業革新機構についても、政府保証借入枠が1.8兆円に拡大されたにも関わらず、支援実績は3,550億円に留まる。この枠をより有効に活用し、我が国機関投資家の育成や、産業革新機構の陣容ではカバーしきれない分野への支援対象の拡大に資するべく、ベンチャーキャピタルなどのファンドへの投資を開始する（産業革新機構のファンド・オブ・ファンズ化）。

(13) 財政投融資の活用 (○)【財務】

- ・ 財政投融資については、現在の厳しい財政状況の下、税財源によらない財政機能の発揮し得ることから、上記（12）に記した分野を含め、日本経済の再生と成長に向けて積極的な活用及び機能強化を図る。
- ・ 財政投融資を活用して、政府系金融機関の機能度を高めるとともに、民間金融機関のファイナンス機能の補完・強化を図る。

Ⅲ. 推進体制（案）

- ・ 上記対応策については、政府が一丸となって速やかに検討を開始し、成長ファイナンス推進会議および同実行会議において、それぞれの実現へ向けた具体的工程表を作成し、「日本再生戦略」に盛り込む。
- ・ 関連法案については、遅くとも平成 24 年度中に国会提出を行う。
- ・ 税制改正要望については、平成 25 年度予算に反映するよう、党税制調査会と協議し、予算編成プロセスの中で実現に向けた検討を進める。